様式第１号（第７条関係）

報告書提出年月日　令和　　年　　月　　日

報告書作成年月日　令和　　年　　月　　日

下請契約遵守事項報告書

（報告書作成者：当該下請工事における下請注文者）

　　　　　　　商号又は名称

代表者氏名 　　　　　　　　　　　　印

|  |
| --- |
| 下請負人の商号又は名称： |
| № | 項　　目 | はい | いいえ | 「いいえ」の理由 |
| １ | 下請契約の締結に当たり、指針第４条第１号に規定する金額が確保されるよう努めた。 |  |  | － |
| ２ | 　指針第５条第１項（次数制限）に違反する下請契約ではない。 |  |  | － |
| ３ | 指針第６条第１項第３号（保険未加入者との一次下請契約締結制限）に違反する下請契約ではない。 |  |  |  |
| ４ | 指針第６条第１項第４号（県内業者優先）及び第５号（貢献県外業者優先）に違反する下請契約ではない。 |  |  | － |
| ５ | 指針第７条第１号の規定に基づき、県が公表する鉄筋工、型枠工等専門工種の標準単価又は労務価格を明示した工種別労務費一覧表を含む設計書（金入り）等を参照し、適正な価格での契約に向けて、契約の相手方としようとする者と対等な立場で十分に協議した。 |  |  | － |
| ６ | 指針第７条第２号の規定に基づき、下請予定者に対して、法定福利費の内訳を明示した標準見積書の提出を書面により依頼し、標準見積書が提示された場合はこれを尊重した。 |  |  |  |
| ７ | 指針第７条第３号の規定に基づき、建設工事標準下請契約約款又は同契約約款に準拠した内容を有する下請契約書に、指針別表２又は３に掲げる条項を追加して記載することとしている。 |  |  | － |

〔記入要領〕

１　下請注文者は、当該県発注工事に係る全ての下請契約締結前に、その手続等の適否について、上記項目により確認すること。

２　確認項目中、「いいえ」の項目があった場合は、契約の締結前に改善すること。

３　確認項目№２及び４について、元請負人が監督員から特段の理由がある場合の承認を受けている場合は「はい」とすること。

４　確認項目№３及び６について、「いいえ」となることが認められるためには、№３においては２次以下の下請契約を締結する場合、№６においては標準見積書の作成を依頼しているにも関わらず下請負人が作成しない場合など、合理的な理由が必要である。

５　元請負人が下請契約を締結したときは、下請契約締結の日の翌日から起算して２０日以内に施工体制台帳等の写し及びこれの添付書類とともに本書を県に提出すること。

　　また、元請負人以外の下請注文者が下請負契約を締結したときは、元請負人に対して遅滞なく再下請負通知書及びこれの添付書類とともに本書を提出し、それを受けた元請負人は、その写し等を当該下請契約締結の日の翌日から起算して２０日以内に県に提出すること。

６　１から５の要領は、変更契約時も同様とする。